

NPO法人の商標戦略

—非営利活動における商標権の役割—

企画調査課商標動向係・人材育成係 宮川 元

抄 録

本稿は特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」という)と商標権の関係性、商標権の活用状況、NPO法人の商標戦略のあり方について考察するものである。そして、NPO法人が有する商標権の機能として「活動周知機能」、「信用蓄積機能」及び「資金収集機能」を提示する¹⁾。

1. NPO法人の現状

1.1 NPO法人とは

NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人である。組織を運営していくためには資金が必要となるが、会費収入や寄付金だけでは本来の目的を達成することができない。そこで「非営利」であるが事業により収入を得ることも選択肢の一つとなる。その際、得られた収益を社員や株主に分配するのが営利企業であるのに対し、NPO法人には利益を今後の事業に充てることが求められる。

法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体名義での契約締結や土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となることができる。そして、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができるようになるメリットがある。なお、NPO法人を設立するためには、所轄庁に申請をして設立の「認証」を受けることが必要であり、認証後に登記することにより法人として成立する²⁾。

1.2 NPO法人と税制優遇

日本には認定NPO法人制度がある。認定された

NPO法人は認定NPO法人と呼ばれ、認定NPO法人に対する個人や企業の寄付金についての税の優遇措置が定められている。米国でも連邦税法第501条(c)において、税額控除資格の要件が定められており、これらの団体への寄付行為に対して税制優遇が適用される。認定されたNPO法人は内国歳入庁(ISR)に対して990フォームと呼ばれる年次報告書の提出義務が課せられている。

米国でのNPO法人に対する寄付の額は多く、年間約25兆円にもものぼる³⁾。どの主体が所得の再分配の機能を担っているかという違いはあるにせよ、寄付の額が大きければ、大規模な活動を行うことができる。特に国や企業ではカバーできない部分を補うというNPO法人の活動の意味という点から見ても、活動資金の多寡は活動の範囲に大きく影響する。

2. NPO法人と商標制度

2.1 NPO法人と商標権の関係

一見商標権と関係が薄いと思われるNPO法人であるが、商標権の存在を軽視しているとその活動に支障が出る恐れがある。特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部の活動に係る「激馬かなぎカレー」の商

1) 本稿は筆者個人の考えを述べるものであり、筆者が所属する組織の考えを示すものではないこと、また本稿における見解及び内容に関する誤りは全て筆者の責任であることを申し添える。なお、ウェブページの最終閲覧日及び商標登録の状況は、以下すべて2016年12月2日である。

2) 内閣府ホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/npoiroha>)

3) 内閣府ホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/about/kokusai-hikaku/kifunichibeiei-joukyou>)

標権帰属の問題は、その重要性を身近に感じる例であろう（平成26年（行ケ）10247号）。

商標法第4条第1項第7号は出願された商標の不登録事由のひとつであるが、その判断について裁判所は「直接に私益の救済を目的とするものではなく、関係事情を総合して、係争商標若しくはその使用又は係争商標の出願若しくは登録が、法令に反するか又は社会通念からみて社会的相当性を欠くかどうかという専ら公益的な面からその適用を決する」と判示している。そして、「五所川原市金木町区域の活性化を図るという公益的な施策に便乗して、公費の投入や公的機関等の広報活動によって広く知られるに至った地方特産品との位置付けである『激馬かなぎカレー』の標章につき、そこから得られる利益の独占を図ろうとする者と同視され、本願商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するもの」と判示している。

本件では出願の経緯についての社会的相当性が欠くものとして登録は認められなかったが、日本の商標制度は先願主義を採用しているところ、活動と関係のない第三者によって商標権が取得された場合NPO法人の活動に支障が出る危険性がある。



図1 激馬かなぎカレー⁴⁾

2.2 NPO法人と地域団体商標

2014年5月に商標法が改正され、地域団体商標の登録主体の範囲が広がり、商工会や商工会議所、NPO法人も地域団体商標登録出願をすることが可能となった。その登録第一号となったのが「小豆島

オリーブオイル（登録第5800807号）」であり、オリーブオイルの販売や品質管理を行う特定非営利活動法人小豆島オリーブ協会が権利者となっている。地域の特産物を守ることはその地域の文化を守ることにもつながり、重要な意味を持つ。



図2 小豆島オリーブオイル⁵⁾

2.3 NPO法人が保有する商標権のライセンス

NPO法人と関係のある商標法の規定としては商標法第4条第1項第6号が挙げられる。NPO法人は商標法第4条第1項第6号における「公益に関する団体であって営利を目的としないもの」に含まれる。NPO法人をはじめとする公益に関する団体等を表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標は、商標法第4条第1項第6号に該当して商標登録を受けることができない。

ただし、商標法第4条第2項の規定により、NPO法人をはじめとする公益に関する団体であって営利を目的としないものを行っている者自身が商標法第4条第1項第6号に該当する商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は適用せず、商標登録を受けることができる。その一方で、現行の商標法では第4条第2項の規定によって商標登録を受けた商標権は、第30条第1項及び第31条第1項の規定により、専用使用権の設定又は通常使用権の許諾をすることができない。

ブランドや知名度の向上等を目的に商標権のライセンスを考える場合は、NPO法人の名称を表示する標章について、著名になる前の段階で早期に商標登録出願を行い、商標法第4条第1項第6号に該当しないものとして商標権を取得する手段が考えられる。早期の権利化は、上記「激馬かなぎカレー」の

4) あおもり産品情報サイト (<http://www.umai-aomori.jp/eatarea/10.phtml>)

5) 四国経済産業局ホームページ (http://www.shikoku.meti.go.jp/8_press/2015/20151023a/151023.html)

事例で考察したように、活動と関係のない第三者による出願を防止する意味でも有効である。

なおライセンスに伴い活動の範囲が拡大する場合、NPO法人の活動方針からはずれた商標権の使用がなされないように、保有する商標権の管理を徹底することが重要となる。

2.4 NPO法人の商標戦略

第一に組織運営の観点である。大企業のように従業員が多くいる場合は、スタッフ組織として法務部（知財部）を置くことにより、会社全体の商標戦略の立案が可能であろう。しかし、多くの中小企業やNPO法人は、商標権をはじめとする知的財産権のための専属スタッフや組織を置くことは難しく、代表者やパートナーが属人的に、多くの職能のひとつとして知的財産権を取り扱うこととなる。その意味でも、組織の大きさや目的を問わず、様々な事業者を対象とした知的財産権に係る普及支援や教育のあり方が問われていると言える。

第二に商標管理の観点である。活動の社会性が重要視されるNPO法人にとって、そうした活動によって蓄積された社会的評価へのただ乗りや、類似法人の存在は不利益となる。例えば商標権取得後は、不正使用をする者に対する警告状の送付が挙げられる。一方、商標登録出願前であれば、悪意の第三者の出願がなされた場合、特許庁への情報提供などが挙げられる。上述した「激馬かなぎカレー」の例のように、出願の経緯が社会的妥当性を欠く場合、登録が認められないという判断がなされる可能性がある。

2.5 NPO法人が有する商標権の機能

営利企業では、根拠となる商品の品質管理や研究

開発の体制、流通経路、広告宣伝費などが商標権の価値に大きな影響を及ぼす。それに対しNPO法人が保有する商標権の価値は、その活動の社会性、透明な資金運営といった点に影響されると考えられる。どちらも商標権が信用が蓄積される化体であるという点で共通しているが、その信用が蓄積されるに至る経緯が異なっていると言える。

商標権の機能についても異なる内容が包含されていると考えられる。商標権については伝統的な3機能として、商品の製造元を消費者に伝える出所表示機能、商品の品質を消費者に伝える品質保証機能、そして商品を効果的にアピールする手段としての広告宣伝機能が挙げられる。それに対しNPO法人が保有する商標権の機能としては、以下の3機能があると考えられる。活動するNPO法人の活動を国民に周知する活動周知機能、その活動の社会的意義について国民と双方向のコミュニケーションを取る信用蓄積機能、そしてNPO法人の活動の原資である資金収集の目印たる資金収集機能である。

NPO法人の組織のあり方や、労働者に関する研究は多く行われているが、その名称についての研究は見受けられない。もちろんNPO法人が活動するにあたってその活動を実行する労働者は必要不可欠である。しかし、小野（2004及び2005）⁷⁾でも示されているが、NPO法人が雇用の受け皿になる条件のひとつとして、NPO法人に対する理解、という点が挙げられている。まずは労働者に、NPO法人の存在を知らせること、そしてNPO法人に対する国民の理解が進むことが、NPO法人が円滑に運営されるための前提である。そして、その意味でも上記3機能を有するNPO法人の商標権の存在意義は重要である。

営利企業	地方公共団体	NPO法人
①出所表示機能	①政策広報機能	①活動周知機能
②品質保証機能	②名産普及機能	②信用蓄積機能
③広告宣伝機能	③地名保護機能	③資金収集機能

図3 各主体が有する商標権の機能⁶⁾

6) 地方公共団体の商標権の機能については、宮川元（2014）「地方公共団体の商標戦略（特技懇274号）」を参照されたい。

7) 小野晶子（2004）「NPOの就業実態と雇用創出に向けての課題」(http://www.jil.go.jp/event/ro_forum/resume/050525/ono.pdf)

小野晶子（2005）「有償ボランティアという働き方—その考え方と実態—」『労働政策レポート』No.3 (<http://www.jil.go.jp/institute/rodo/2005/003.html>)

3. NPO法人による商標活用の実例⁸⁾

NPO法人の商標権の活用事例として、大阪府立枚岡樟風高等学校（以下「枚岡樟風高校」とする）の模擬NPO法人の事例を取り上げる。

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、明日の産業人材を輩出する専門高校及び高等専門学校等において、生徒・学生が、知的財産を踏まえつつ、ものづくりや商品開発等の場を通じて創造性や実践的な能力を育む取組に対し、必要な支援を行う「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」を行っている。

例えば、農業高校であれば、学校で収穫した農産物を活用して生徒が考案した商品について、地元企業と連携した新商品開発プロジェクトなどが実践されている。その際、栽培方法や廃棄物の再利用方法に関する発明、新商品を販売する際のブランドなどが、知的財産権の観点から考察されている。

枚岡樟風高校では、地域での野菜販売を行う際に、模擬NPO法人「ハッピーベジ食べる」を設立し、経営を行っている。こうした模擬NPO法人は多くの学校でも取り入れられており、組織として活動することで各生徒の責任を明確にすることが可能となり、生徒の自主性を育むことが期待される。さらに、販売する際に、ただビニール袋に野菜を入れて販売するだけでは学校の活動の周知が図られないことから、枚岡樟風高校では「ハッピーベジ食べる」の商標を作成し、販売商品に付することとした。枚岡樟風高校は「農と自然系列」と呼ばれる学科以外にも、計7つの専門分野を持っており、今回の商標は情報

系列の協力を得て作成している。

そして、この事業では、各地域の学校が取組内容をプレゼンテーションする地域別交流・研究協議会が実施される。例えば近畿地区の研究協議会では、福岡県立福岡工業高等学校の取組として、廃棄物を有効利用して再生土にする活動が紹介された。その地域別協議会の場で他の農業高校から、その技術が農業高校の活動で出る廃棄物に応用できるのではないかという意見も出るなど、様々な専門学校のコラボレーションが生まれている。そうした活動にかかる費用について、上記の商標を用いた販売活動で得た資金を活用することで、学校の取り組みが円滑に進むことも期待される。

4. 結語

民間企業、地方公共団体、NPO法人など、商標権を保有する主体によって商標権の有する機能や性質が変わると考えられる。そして、それぞれの商標権の特徴に合わせた商標戦略の立案が求められる。

NPO法人は営利企業や国、行政機関がカバーできない部分を補う社会的意義の大きい組織である。そして商標権は組織の広告塔として機能するものであり、商標権は使用されることによって権利に社会的評価が蓄積される客体でもある。その活動自体が社会的意義を有しているNPO法人の商標権は、商標権の本来的な意味合いからも親和性が高い。商標権がNPO法人の活動の活発化の一助となること、ひいては日本が豊かになることの一助になることを祈願して本稿の結びとする。



図4 「ハッピーベジ食べる」の活動

profile

宮川 元（みやかわ はじめ）

平成21年4月 特許庁入庁（審査業務部産業役務）
 平成25年4月 審査官昇任（審査業務部一般役務）
 平成25年7月 総務部情報技術統括室商標検索システム係
 平成27年7月 審査業務部国際商標登録出願
 平成28年4月 企画調査課商標動向係・人材育成係（現職）

8) 本節を執筆するにあたり、大阪府立枚岡樟風高等学校の学生さんから貴重な意見をいただいた。この場を借りて御礼申し上げる。